

滝沢村中期財政計画

〈平成24年度～平成28年度〉



平成24年2月
企画総務部 財務課

滝沢村中期財政計画

計画期間 平成 24 年度 (2012) から平成 28 年度 (2016)

はじめに 中期財政計画の目的・役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1 滝沢村の財政状況

平成元年度から平成 22 年度までの決算額、平成 23 年度決算見込額

- (1) 歳入の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (2) 歳出の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (3) 収支の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- (4) 基金残高の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- (5) 村債残高の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- (6) 財政指標の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

2 中期財政計画の策定と目標設定

- (1) 財政の持続可能性の要件分析・・・・・・・・・・10
- (2) 目標値の設定・・・・・・・・・・10
- (3) 試算前提条件・・・・・・・・・・11
 - 【歳入】・・・・・・・・・・11
 - 【歳出】・・・・・・・・・・13
- (4) 中期財政計画の策定・・・・・・・・・・14

3 中期財政計画のこれから・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

はじめに

中期財政計画の目的・役割

～ 「滝沢村の未来を切り開き、住民一人ひとりが希望の持てるまちづくり～」 ～

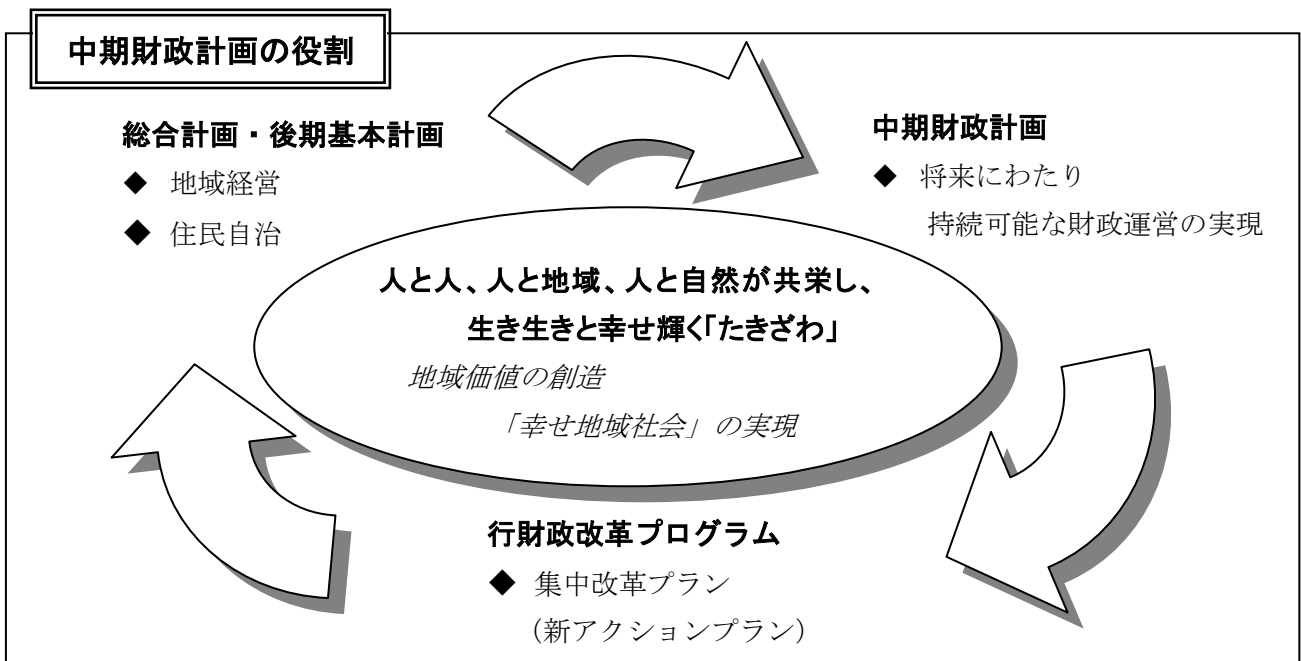
滝沢村は、平成21年度に村政施行120周年を迎え、第5次滝沢村総合計画の将来像である『人と人、人と地域、人と自然が共栄し、生き生きと幸せ輝く「たきざわ」』の実現に向けて、平成22年度を始期とする後期基本計画の3つの重点政策、「滝沢らしさの確立」・「若者定住」・「食育の推進」に優先的に取り組み、住民一人ひとりが将来に夢や希望が持てる「真のまちづくり」を目指し、一歩ずつ歩みを進めているところです。

しかしながら、東日本大震災により日本の経済活動は深刻な打撃を受け、厳しい経済状況となっています。官民の総力を結集した復旧・復興努力により急速な立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じてきましたが、急速な円高の進行や欧州政府の債務危機の顕在化による世界経済の減速が景気の持ち直しを緩めてきている状況にあります。

国では、財政運営戦略の中期財政フレームにおいて、平成24年度からの3か年の歳出の大枠（基礎的財政収支71兆円）を明示していますが、これは交付税等を含む地方の一般財源総額が前年度と同水準を確保していることを意味しているものであり、その一方で、平成24年度末における国及び地方の長期債務残高は、過去最高の937兆円程度にも上る見通しであります。地方自治体の財源保障機能を担う地方交付税の動向については、交付税特別会計借入金の償還が始まるなど交付税の縮小化は避けられないものであり、今後の地方財政を取り巻く環境は、より一層厳しい局面を迎えることが予見されています。また、少子高齢化、雇用基盤の変化など社会経済の変化に対応した社会保障の機能強化が求められており、社会保障・税一体改革による社会保障制度の再構築が必要不可欠な状況にあります。

このような厳しい社会・経済情勢の中にあっても、第5次滝沢村総合計画・後期基本計画の戦略方針を踏まえ、限られた財源を有効に活用し、住民総参画による滝沢村の発展に努めていく必要があります。

住民の皆様にとって「生きがいがある充実した生活環境」の実現を図るため、将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立し、財政の健全性を確保するために「滝沢村中期財政計画」を策定します。



1 滝沢村の財政状況

(1) 歳入の状況 ⇒ 国又は県からの財源に大きく依存しています。

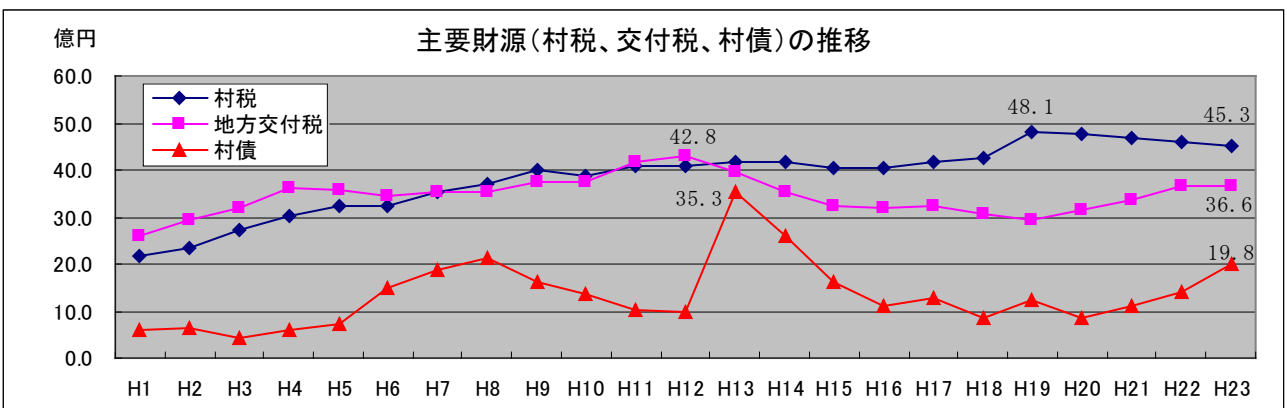
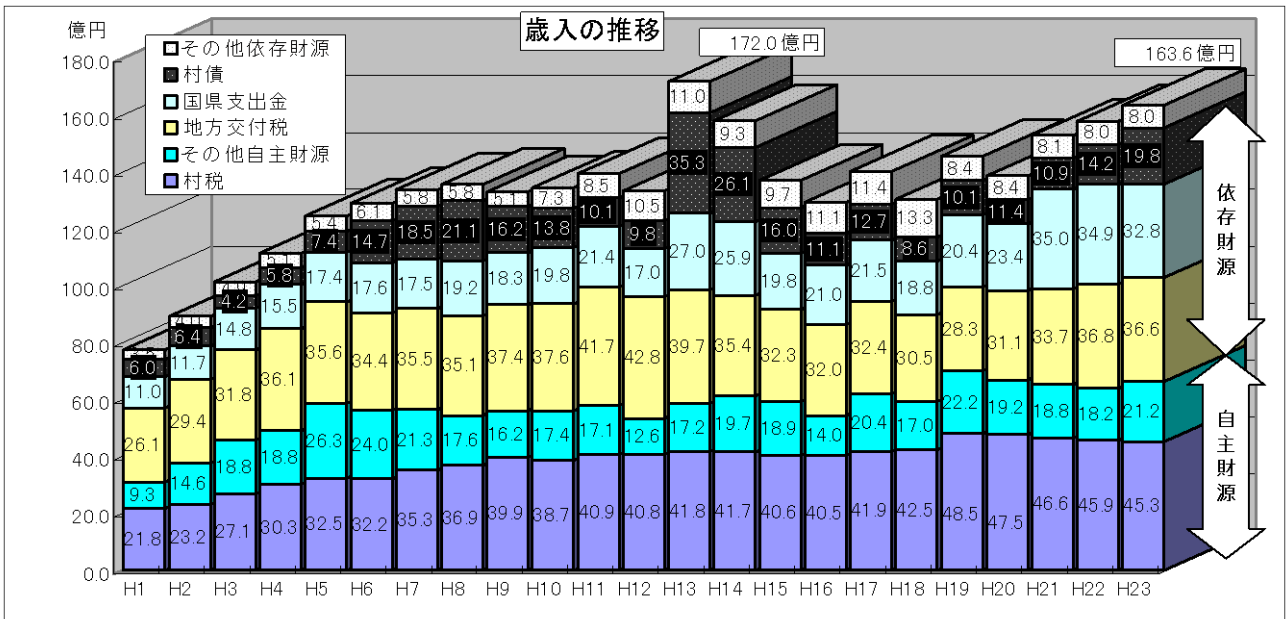
滝沢村に入ってくるお金（歳入）には様々な種類がありますが、大きく分けて自主財源と依存財源に分けることができます。自主財源とは村が自主的に収入するもので、依存財源とは国又は県の意思決定に基づき収入されるものになります。

平成元年度から平成5年度までの自主財源は、村の発展や人口増加などを背景に増加傾向にありましたが、その後は年度間で増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移し、平成18年度以降の税源移譲の本格実施に伴い、村税自体の予算規模や自主財源の割合が飛躍的に向上しました。

依存財源は、大型建設事業などの財源として年度間の増減があり、特に平成13年度と平成14年度において、ごみ焼却施設建設の影響により大幅に増加しました。

平成元年度と平成23年度決算見込を比較してみると、総額が77.8億円から163.6億円（約2倍）に、自主財源が31.1億円から66.4億円（約2倍）に増加し、行政規模が拡大してきました。

しかしながら、昨今の日本経済は、東日本大震災、原発事故と電力制約、円高、世界的な金融市場の動揺など厳しい経済局面に陥っています。依然として所得の低下やデフレ状況が続くなど経済基盤の回復には至っていないところです。国や地方自治体もその例外ではなく、今後も大幅な税収の回復は見込めず、より一層厳しい財政運営が続いていくことが予見されます。

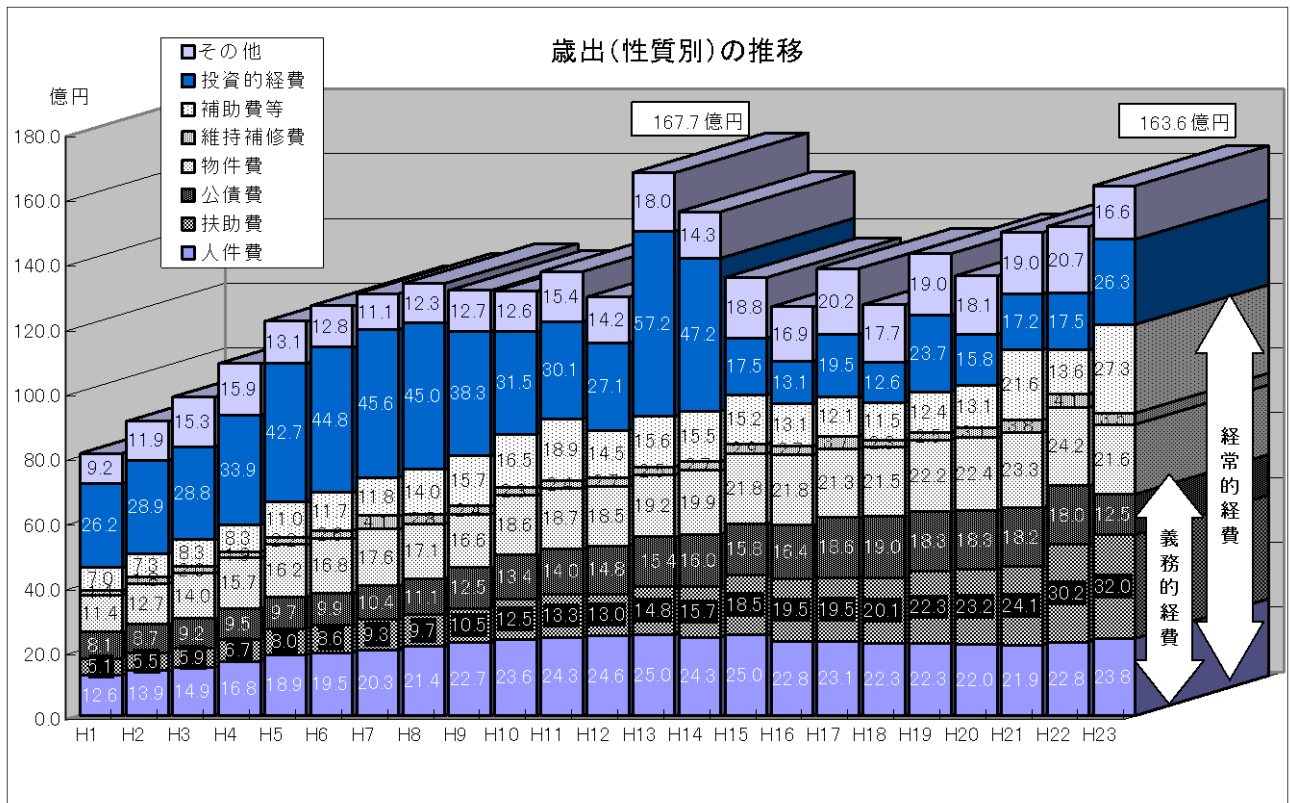


(2) 歳出の状況 ⇒ 慢性的な財政の硬直化状態に陥っています。

滝沢村から出ていくお金（歳出）にも様々な種類がありますが、歳出を性質別に捉えると、経常的経費と投資的経費に大きく分けることができ、経常的経費の中でも人件費・扶助費・公債費は義務的経費と呼ばれています。

義務的経費は、法令の規定やその性質上、必ず支出しなければならない経費で、容易に削減できない経費であり、この義務的経費の割合が高くなると、他の経費に充てる財源（歳入）の余裕が無くなっていくことになります。

平成23年度決算見込の義務的経費の割合は41.8%となっており、公債費償還のピークを迎えた平成18年度の割合の48.4%と比較すると、6.6%程度は改善傾向にあるものの、歳出総額に占める義務的経費の割合は、依然として高い水準を推移しており、慢性的に財政の硬直化状態が続いているといえます。



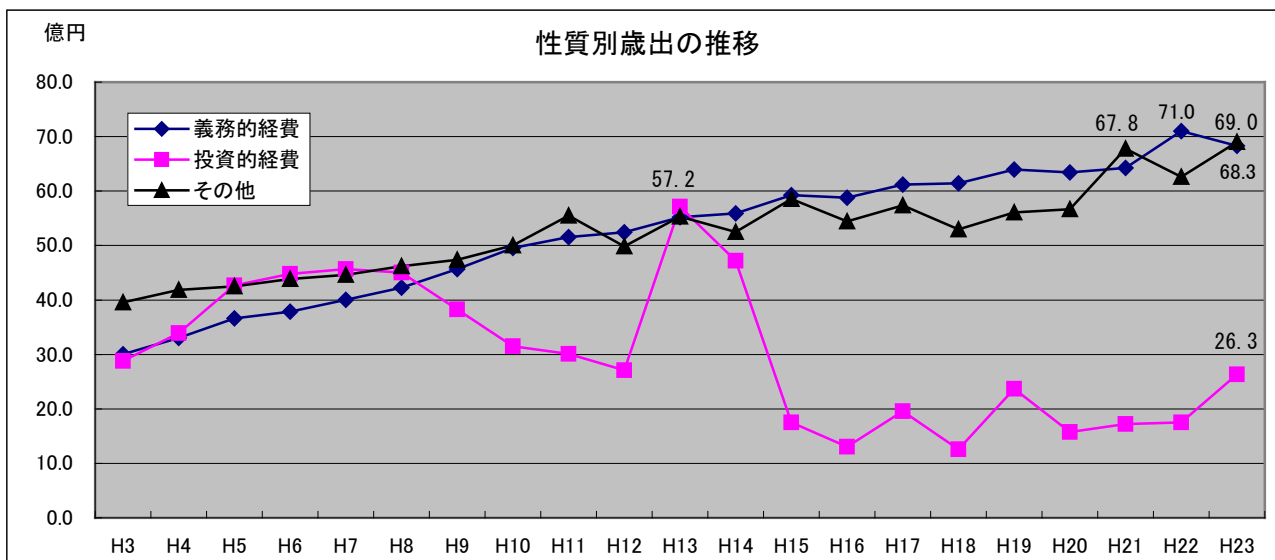
歳出も歳入と同様、平成8年度まで村の発展や人口増加などを背景に増加傾向にありましたが、その後は歳入の伸びが止まり、投資的経費を抑制することなどにより、財政を維持してきました。

平成13年度と平成14年度は、ごみ焼却施設建設の影響により大きく増加していますが、その後は隔年で増加と減少を繰り返す、災害復旧事業などの特殊要因を除くと減少傾向となっています。（※隔年で増加と減少を繰り返すのは、投資的経費の繰り越しの影響によるもの。）

歳出を性質別に捉えると、平成8年度まで義務的経費と投資的経費の割合がほぼ同程度で推移してきましたが、その後、投資的経費はごみ焼却施設建設分を除き大幅な減少傾向となっています。

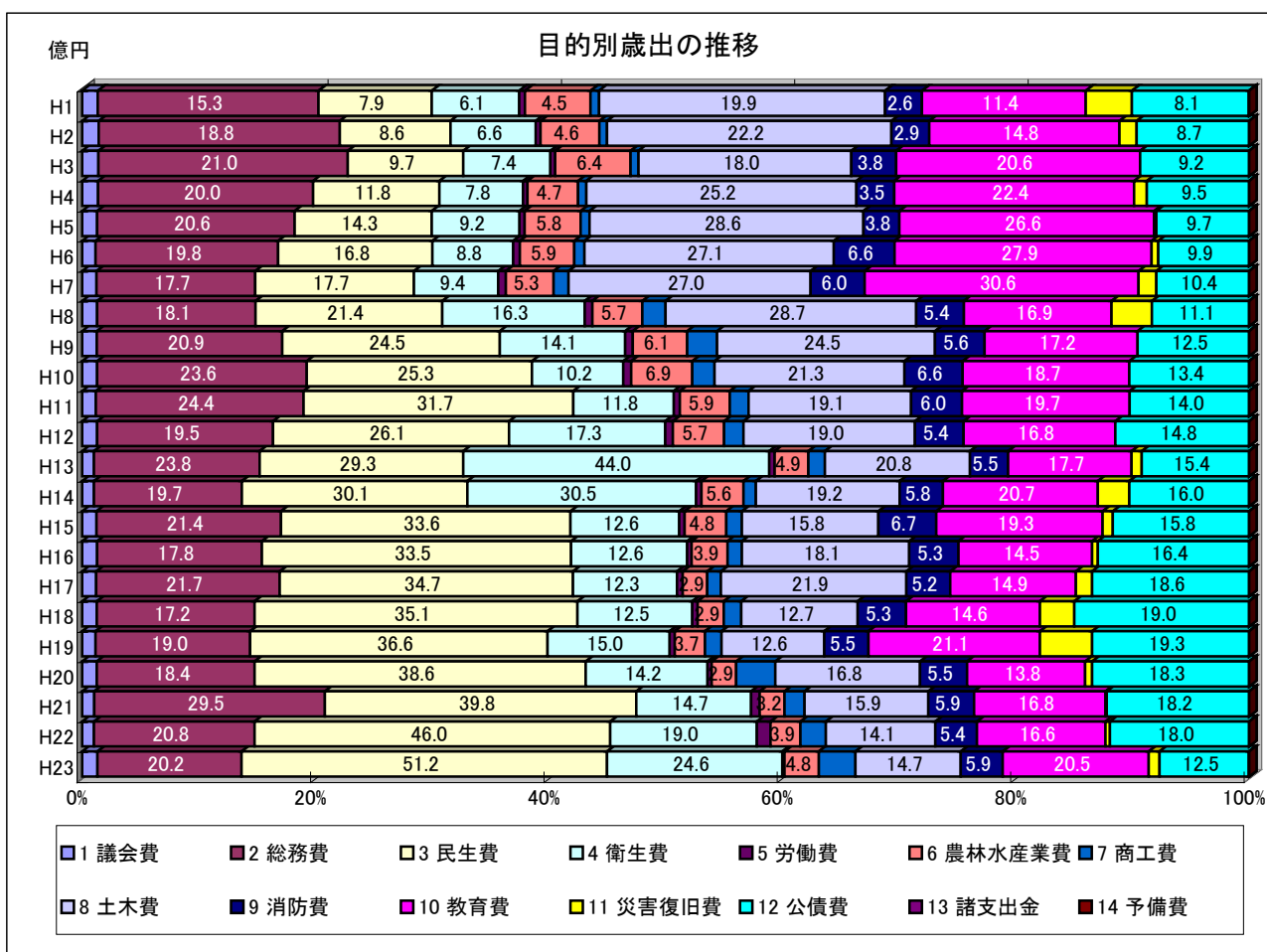
義務的経費は、生活保護法や児童福祉法などの規定に基づき被扶養者に対して支給する扶助費が純増しているほか、平成22年度創設の子ども手当制度の影響により、今後も大幅に増加していくことが見込まれます。

このように義務的経費が圧迫する形で投資的経費などが縮小されてきました。



次に、歳出を目的別に捉えると、やはり扶助費が多くを占める民生費の割合が大きく伸び続けています。平成22年度創設の子ども手当制度の影響や社会保障関係経費の自然増により、民生費の割合は今後も増加していくことが見込まれます。

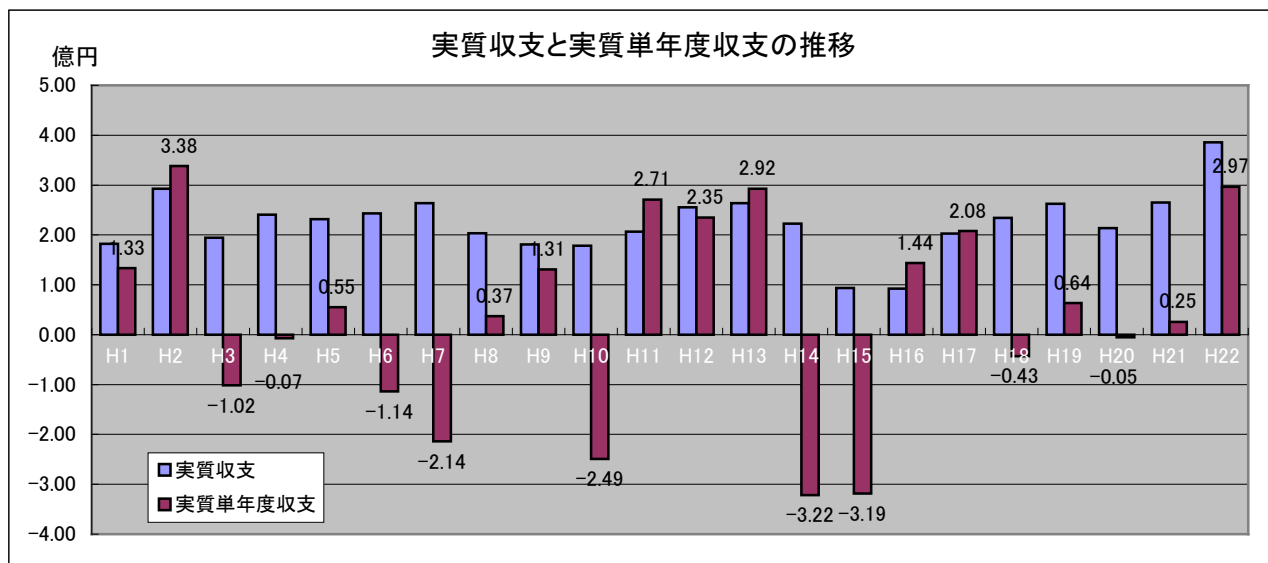
逆に土木費や教育費は、道路建設や学校建設の縮小等により減少傾向にあります。



(3) 収支の状況

収入（歳入）と支出（歳出）のギャップが広がる中、今まで蓄えてきた各種基金や村債などの積極的な活用を図り、財源の確保を行ってきたことにより、歳出を高い水準に維持してきました。

これを、実質収支と実質単年度収支という2つの指標で説明します。



実質収支は、入ってきたお金（歳入決算額）から使ったお金（歳出決算額）と翌年度に繰り越したお金（翌年度繰越額）を単純に差し引いたものです。

これには、基金を使って得たお金も、基金に積立てたお金も含まれており、ほとんどの地方自治体で黒字（プラス）になっています。

それに対して、基金の中で最も影響が大きい財政調整基金の積立てや取崩しが無かったらどうなっているかを表したものが実質単年度収支になります。

滝沢村の実質単年度収支は、平成18年度が赤字（マイナス）、平成19年度が黒字（プラス）、平成20年度が赤字（マイナス）、平成21年度が黒字（プラス）と、ここ数年は隔年で赤字と黒字を繰り返していましたが、平成22年度は前年度に続けて黒字（プラス）となっています。

【実質収支】

自治体決算の純剰余（赤字の場合は純損失）であり、次の式で表します。

$$\text{実質収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額} - \text{翌年度繰越財源}$$

【実質単年度収支】

財政調整基金の積立てや取崩しは、黒字や赤字の大きな要因となるため、これらの要因を除いて考えた場合の数値で、次の式で表します。

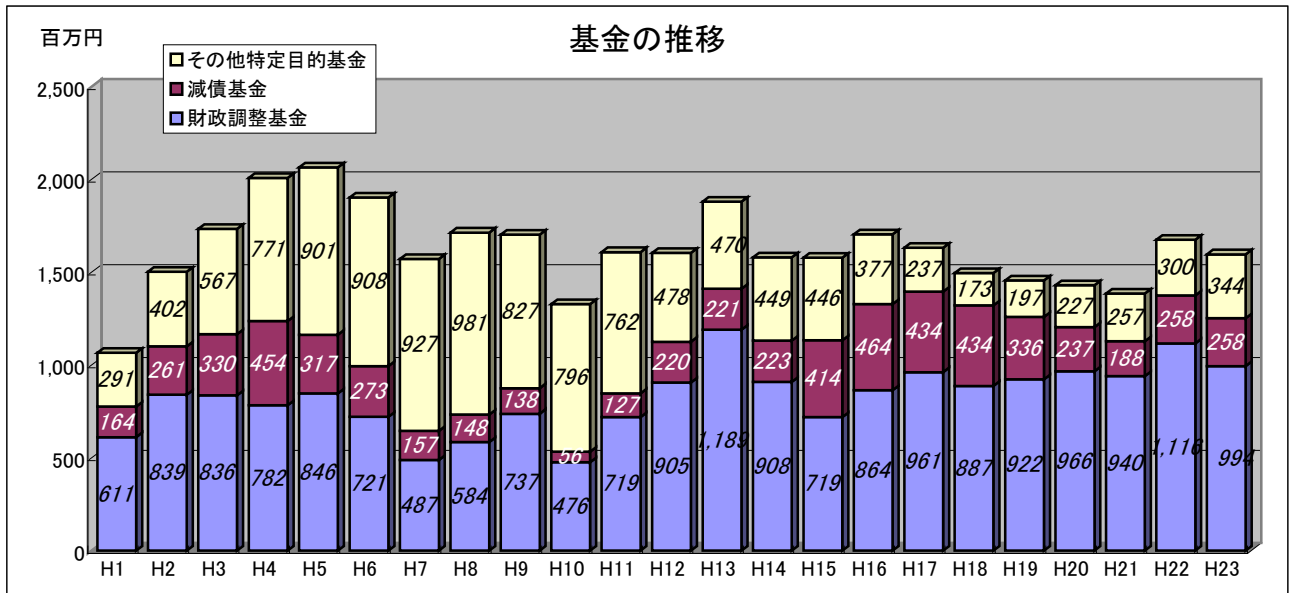
$$\begin{aligned} \text{実質単年度収支} = & \text{当該年度実質収支} - \text{前年度実質収支} + \text{財政調整基金積立額} \\ & + \text{村債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩額} \end{aligned}$$

(4) 基金残高の状況 ⇒ 基金残高は年々減少傾向にあります。

基金とは、家計でいう預貯金にあたるものです。

滝沢村では、村税等の伸びが好調な時期に決算時の歳入と歳出の差額などを計画的に積立ててきた一方、公共施設の建設など、一度に多額の経費がかかる事業については、基金を取崩し、計画的に活用してきました。

しかし、近年、基金の取崩しによって財源の確保を行ってきたため、総額が減少傾向にあり、このままでは近い将来、預貯金が底をつき、家計の赤字を埋めることができなくなってしまいます。



財政調整基金は、年度間の財源調整という役割を担っているもので、景気の変動などにより一時的に財源が不足した場合の穴埋めとして使われており、本村では、毎年度の決算差額（歳入－歳出）の2分の1以上をこの基金に積立てています。

減債基金は、起債の返済（公債費）の財源として使われます。

その他、特定目的基金という、地域整備など個々の目的を達成する事業の財源としてのみ使用可能な基金があります。

滝沢村には現在5つの基金があります。

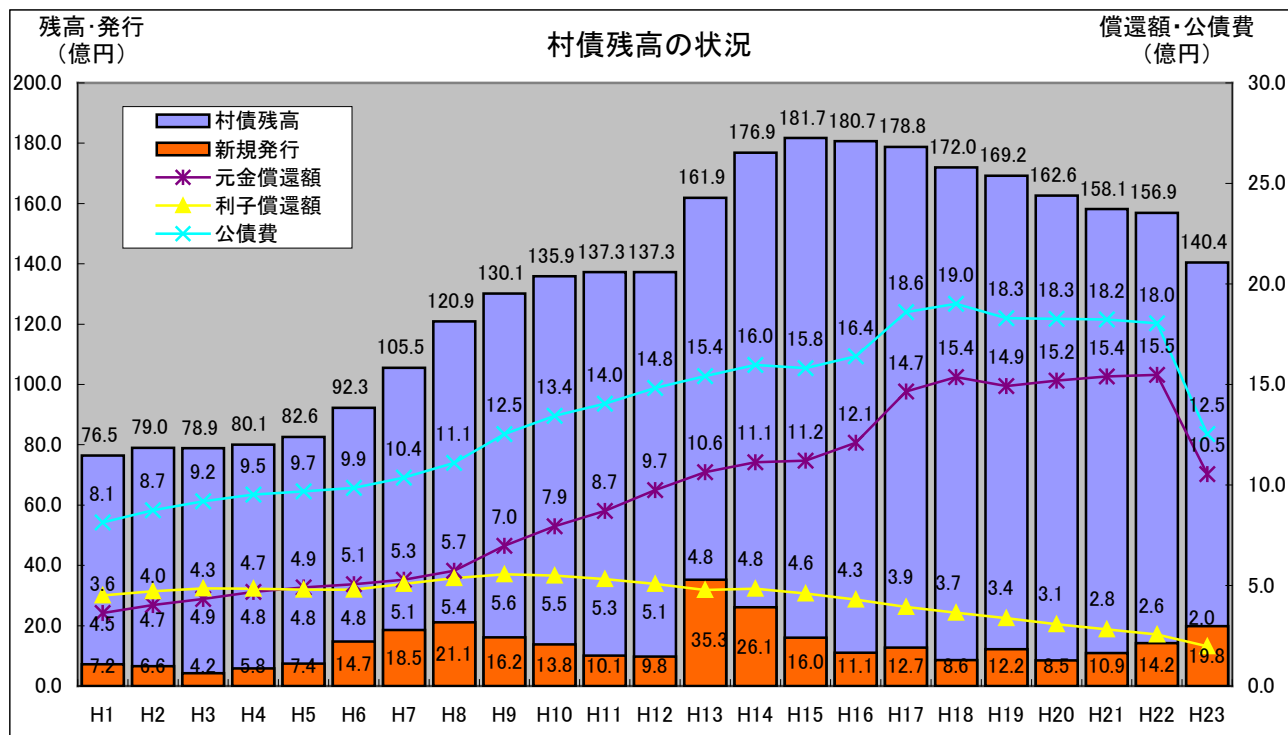
区分	平成22年度末基金残高	平成23年度末基金残高見込 (平成23年度3月補正後)
1 財政調整基金	11億1,584万円	9億9,404万円
2 減債基金	2億5,774万円	2億5,784万円
3 地域整備特別対策事業基金	2億9,213万円	2億9,257万円
4 ふるさとの水と土保全基金	800万円	400万円
5 東日本大震災復興支援きずな基金	—	4,708万円
合計	16億7,371万円	15億9,553万円

(5) 村債残高の状況 ⇒ 村債残高は今後増加していくことが予想されます。

地方債（村債）とは、家計でいうローンにあたるものです。

地方自治体では、原則、赤字の穴埋め目的での借金はできませんが、国の減税政策等による臨時財政対策債などの赤字借金が特例措置として認められています。

滝沢村では、公共施設の建設など、一度に多額の経費がかかり、かつ、将来その施設を使う世代にも経費を負担してもらうのが妥当な場合に限って村債を発行し、国などから借金をし、歳入を確保してきました。このことを起債といいます。



ごみ焼却施設建設に伴う起債の増発の影響により、村債残高（まだ返済していない額）は、平成15年度に181.7億円とピークを迎え、公債費（毎年返済していく額）は、平成18年度に19.0億円とピークをそれぞれ迎えました。その後は、プライマリーバランスの黒字化や大型建設事業等の縮小などにより、村債残高は減少傾向にあります。

なお、平成7年度から平成14年度にかけて発行した旧最終処分場及びごみ焼却施設建設にかかる残債（約25.8億円）については、平成23年度に零石・滝沢環境組合に債務承継をしました。このことにより、平成23年度以降の村債残高や公債費は、見かけ上大幅な減少となる一方、零石・滝沢環境組合負担金（補助費等）が大幅な増加に転じることになります。

平成23年度決算見込における住民一人あたりの負担額は、約25.9万円、一世帯あたりの負担額は、約66.7万円となっています。

村債残高は減少傾向にありましたが、今後計画されている普通建設事業により、新規起債発行が予定されているため、村債残高は年々増加していくことが見込まれています。

今後もプライマリーバランスを考慮し、新規起債発行を慎重にしていかなければ、村債残高、公債費ともに増加し、将来世代への負担が増加することとなります。

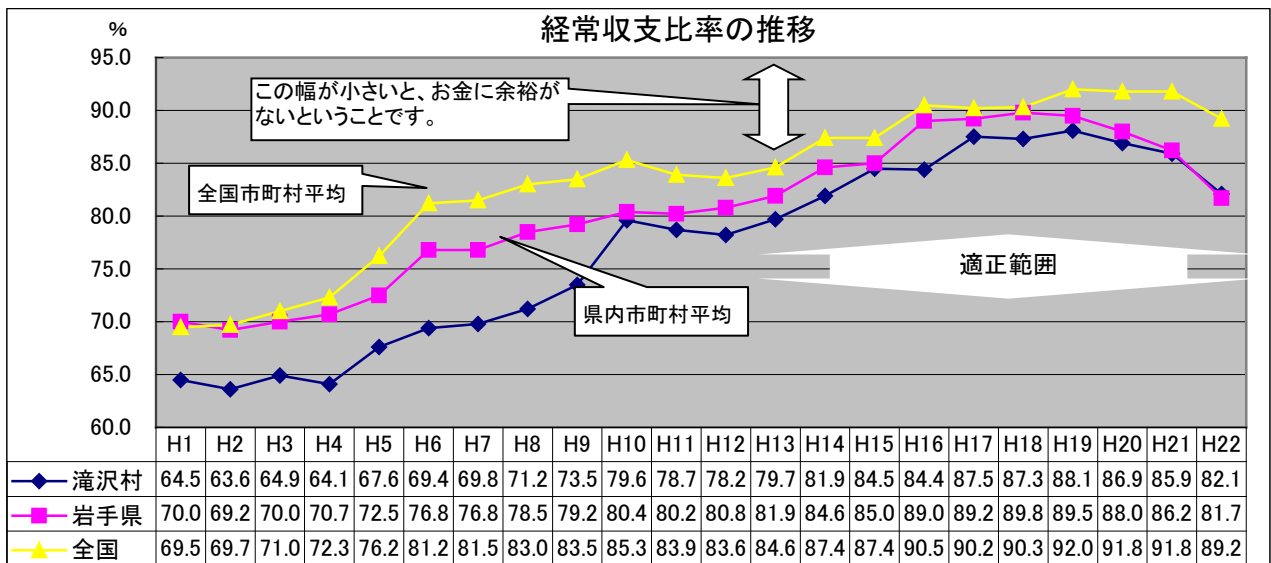
(6) 財政指標の状況

① 経常収支比率

義務的経費などの支払いに充てる財源（歳入）の割合を示した指数を経常収支比率といいます。

家計に例えると、住居費や光熱水費などのような毎月確実に支出される経費に対する、給料のような毎月決まって得られる収入の割合を表したものになります。この値が大きくなるほど、新たな住民ニーズに対応するための行政サービスに充てる財源に乏しく、財政構造の弾力性が失われつつあることを意味します。従来、適正な値は町村で70～75%、市で75～80%といわれてきましたが、現状ではほとんどの地方自治体が適正な範囲を超えてしまっています。

滝沢村は、平成9年度まで75%以下の適正な範囲内にありましたが、その後徐々に増嵩し、平成17年度以降は85%台にまで達しており、より一層財政の硬直化が進んでいる状態にあります。



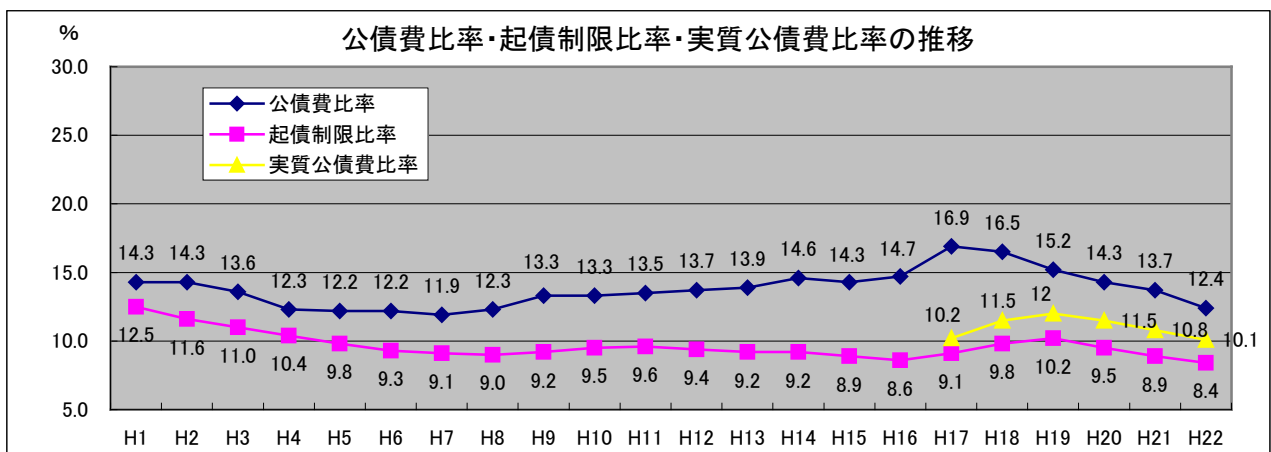
② 公債費比率・起債制限比率・実質公債費比率

公債費（元金及び利子償還）の支払いに充てる財源（歳入のうち一般財源）の割合を示した指標を公債費比率といいます。この指標も、経常収支比率と同様に財政の硬直化を図る目安となります。

また、地方債の発行の制限指標とされてきた起債制限比率に変わり、地方自治体の債務（借金）をより厳密に表す指標として、平成17年度から実質公債費比率が導入されることとなりました。

公債費比率は15%を超えると黄信号、20%を超えると赤信号といわれています。

実質公債費比率は18%以上が許可制、25%を超えると原則、地方債の許可が制限されます。



※一般財源 = 地方税 + 地方譲与税 + 各種交付金等 + 地方交付税

③財政健全化判断比率・資金不足比率

平成19年6月22日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法律」という。）が公布され、平成19年度決算以降から全ての地方自治体が健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられることとなりました。

さらに平成21年度に法律が全面施行され、平成20年度決算から早期健全化基準等以上になった場合に財政健全化計画等の策定が義務付けられることとなりました。

【健全化判断比率】

(ア) 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

(イ) 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

(ウ) 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

※従来、地方財政状況調査（決算統計）に基づき報告していた当該比率については、法律の公布に合わせ、健全化判断比率の一部に移行されています。

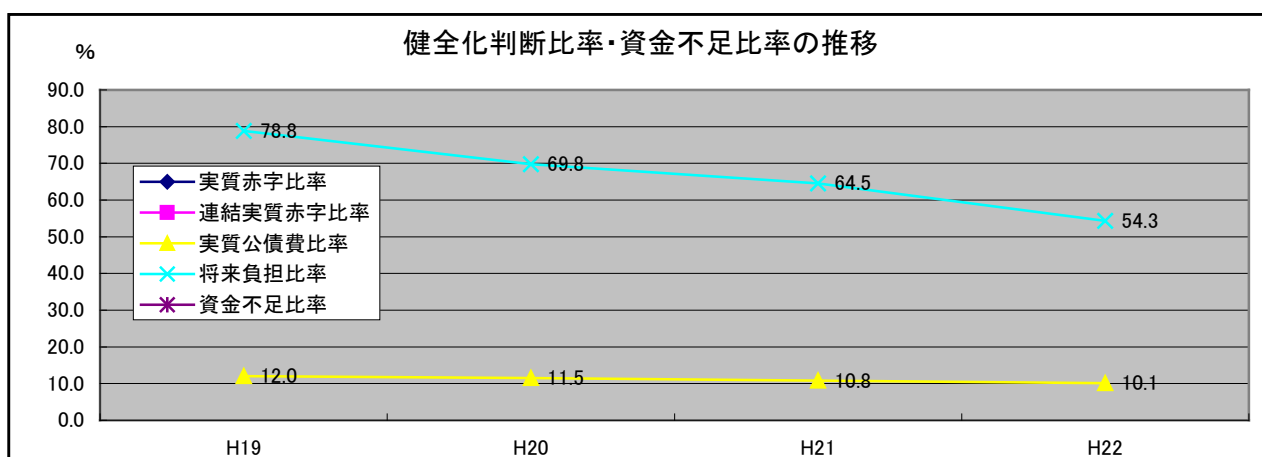
(エ) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

【資金不足比率】

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。



※実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額が発生しておりません。（比率の算定なし）

※資金不足比率については、資金の不足額が発生しておりません。（比率の算定なし）

2 中期財政計画の策定と目標設定

滝沢村財政の特徴を下に、今後の制度改正や平成21年度までの行財政改革による取り組みなど、現時点で想定される試算条件を踏まえ、平成24年度から平成28年度までの普通会計における中期財政計画を示します。

(1) 財政の持続可能性の要件分析

国の三位一体の改革の影響や少子高齢化社会の進展などにより、地方財政を取り巻く環境は、厳しい状況が加速していくものと予見され、自治機能の喪失ともいえる財政再生団体も現実のものとなりかねません。

しかしながら、セーフティネットをはじめとする必要不可欠な公共サービスの提供や社会基盤の整備は、基礎自治体として住民に果たすべき責務であり、使命と受け止めます。

<総合計画の着実な実行＝住民福祉の向上>

後期基本計画に基づく実行計画の着実な実行と展開を図るためには、施策の選択と集中による財源の効果的な活用と住民協働や民間活力の導入などが重要であることから、常に仕組みを見直していくことが必要です。

<経済性・効率性の推進＝収支の均衡>

庁内にあっては、それぞれの経営資源の所管が分散していることから、機動的・効果的な運用体制の整備や庁内横断的かつ戦略的な事務事業への支援が必要となってきます。

また、事務事業の実施にあたっては、現場に即した庁内分権化や一層の経済性・効率性を進めていかなければなりません。

<将来負担の適正化＝将来への責任>

プライマリーバランスを考慮し、新規起債発行を慎重にしていかなければ、村債残高、公債費ともに増加し、将来世代への負担が増加することとなります。

滝沢村が「滝沢村の未来を切り開き、住民一人ひとりが希望の持てるまちづくり」を推進していくために、そして自立して持続可能な財政運営を行っていくために必要なことは、

「住民福祉の向上を図り、収支の均衡と将来への責任を果たす」ことが重要であるといえます。

(2) 目標値の設定

① 収支均衡を保つための財源調整確保としての**基金残高**

毎年度の収支が均衡、あるいは収入が支出を上回らない限り、年度間の財源調整のための基金を保有する必要があります。

また、年度間の財源不足を補うための財源調整としての基金を保有することは、災害や教育施設の耐震化など、緊急の行政課題への迅速な対応を可能にし、かつ、弾力性を実質的に担保するものであることから、適正な基金残高の確保を財政計画上の目標として設定します。

本計画では、保有可能な基金の総額として10億円以上を目標としますが、国の制度改正や社会経済情勢等と呼応するように、地方自治体の財政状況や財政規模なども多分に左右されるものことから、中・長期的な視野の下、持続可能な財政運営の確立のために適正な基金残高の確保に

努めるものとします。

② 将来にわたる財政負担の適正化としての村債残高

滝沢村のプライマリーバランスは、既に黒字化し、村債残高は減少傾向にありましたが、今後計画されている普通建設事業により、新規起債発行が予定されているため、村債残高は年々増加していくことが見込まれています。

また、臨時財政対策債制度（国と地方の折半ルールが適用される財源不足補てん措置）により、平成25年度までの間、数億円規模での新規起債発行を強いられることとなります。

単年度の収支均衡を保つため、国の同意又は許可に基づかない起債発行（赤字借金）を行い、財政を維持していくことは、現在の借金を後世代へ転嫁することとなり、健全な財政とはいえない状況となることから、村債残高の減少を財政計画上の目標として設定します。

本計画では、国の制度の影響を大きく受ける臨時財政対策債を除く、実行計画に基づく普通建設事業等にかかるプライマリーバランスの黒字化を念頭に、中・長期的な視野の下、村債残高の減少に努めるものとします。

(3) 試算前提条件

平成24年度については、平成24年度当初予算額を目的別又は性質別に計上しています。平成25年度及び平成26年度については、現段階において総合計画に基づき計画されている実行計画の額を前提に推計し計上しています。平成27年度以降については、前年及び過去の実績、特殊要因等に基づき推計しています。なお、個別の推計方法については、以下の条件により推計しています。

※平成7年度から平成14年度にかけて発行した旧最終処分場及びごみ焼却施設建設にかかる地方債の残債（約25.8億円）については、平成23年4月1日に栗石・滝沢環境組合に債務承継したため、地方債の現在高は減少しています。

【歳入】

○村税

各税目及び各区分ごとに現行税率を基に調定額等を積算し、平成24年度当初見込収納率などを乗じて算出。

個人住民税については、平成24年度において、税制改正に伴う一部扶養控除の廃止又は縮減【年少扶養（0歳～15歳）控除の廃止（33万円⇒0万円）、特定扶養（16歳～18歳）控除（45万円⇒33万円）】による増収要因と所得低下による減収要因等を勘案し推計。平成25年度以降については、税制改正に伴う退職所得10%税額控除の廃止による増収要因と所得低下による減収要因等を勘案し推計。

法人住民税については、震災特需等による景気の回復基調を見込み、法人税割を3.0%から10.0%の間での増として推計。

固定資産税については、各年度の課税標準額の推計を行い、軽減・減免措置を控除し推計。

平成24年度と平成27年度が3年ごとの評価替えの時期となっていることから、当該年度において評価替えの減収要因を勘案し推計。

軽自動車税については、四輪乗用登録数増に伴う増収要因等を勘案し推計。

たばこ税については、税率改正による増収と税率改正に伴う消費の減等の要因を勘案し推計。

その他税目については、平成 24 年度当初予算額を基本とし、前年及び過去の実績等に基づき推計。

○使用料・手数料

使用料及び手数料については、平成 24 年度当初予算額と同額として推計。

○その他収入

繰入金については、財政調整基金を平成 24 年度 200 百万円、平成 25 年度から平成 28 年度までに 380 百万円の取り崩し、減債基金を平成 26 年度から平成 28 年度までに 220 百万円の取り崩し、地域整備特別対策事業基金を平成 24 年度 40 百万円、平成 25 年度から平成 28 年度までに 253 百万円の取り崩し、ふるさとの水と土保全基金を平成 24 年度 3 百万円の取り崩しを想定。

諸収入については、平成 24 年度当初予算額を基本とし推計。

その他については、平成 24 年度当初予算額と同額として推計。

○地方交付税

平成 24 年度の普通交付税については、国の出口ベース 0.5%増を基に、基準財政需要額においては、「地域経済・雇用対策費」の皆増分や「地域再生対策費」・「雇用対策・地域資源活用推進費」の縮減分、特別交付税移行影響額（6%⇒5%）など特殊要因を加味し、基準財政収入額においては、本村の実態等を踏まえつつ、地方財政計画の増減率などを勘案の上、臨時財政対策債の減少影響額と合わせ推計。

臨時財政対策債については、平成 25 年度までの措置とし、平成 26 年度以降から普通交付税へ振替えられるものとして推計。

特別交付税については、普通交付税移行影響額（平成 26 年度：6%⇒5%、平成 27 年度以降：5%⇒4%）など特殊要因を加味し推計。

○国庫出金及び県支出金、村債

国庫支出金及び県支出金については、平成 24 年度当初予算額にかかる特定財源及び平成 24 年度実行計画における特定財源を勘案し、平成 25 年度から平成 26 年度までを推計。平成 27 年度以降については、前年及び過去の実績等に基づき推計。

なお、子ども手当については、地方負担の在り方などを含む制度設計が不透明な状況にあることから、現行制度に基づき推計を行っている。

臨時財政対策債については、平成 25 年度までの措置とし、平成 26 年度以降から普通交付税へ振替えられるものとして推計。

○譲与税、交付金

地方譲与税については、平成 24 年度当初予算額と同額として推計。

地方特例交付金については、平成 24 年度において、子ども手当特例交付金及び減収補てん特例交付金（エコカー減税減収補てん分）の皆減分を勘案し推計。平成 25 年度以降については、平成 24 年度同額として推計。

その他については、平成 24 年度当初予算額と同額として推計。

なお、地方譲与税及び自動車取得税交付金、地方消費税交付金については、税率等を含む制度設計が不透明な状況にあることから、現行制度の税率に基づき推計を行っている。

【歳 出】

○人件費

平成 24 年度の普通会計職員数 252 人（全体 297 人）を基に、定年退職年を基本とした採用人数を考慮し、普通会計職員の人数の積上げにより試算。その他の人件費については、平成 24 年度当初予算額を基本として推計。

○扶助費

平成 24 年度当初予算額を基本とし、平成 25 年度及び平成 26 年度については、平成 24 年度実行計画における扶助費の積上げ等により推計。平成 27 年度以降については、前年及び過去の実績等に基づき推計。

なお、子ども手当については、地方負担の在り方などを含む制度設計が不透明な状況にあることから、現行制度に基づき推計を行っている。

○公債費

平成 23 年度決算見込に基づく現段階の償還計画に加え、新規起債発行については、平成 24 年度実行計画における起債額の積上げ等により償還額を各年度ごとに試算し推計。その他特殊要因として、雫石・滝沢環境組合移行影響分（公債費⇒補助費等）を勘案し推計。

新規発行条件は、15 年償還又は 20 年償還（3 年又は 5 年据置）、借入利率 3.5%、元利均等償還を基本としている。

○普通建設事業費

平成 24 年度当初予算額を基本とし、平成 25 年度及び平成 26 年度については、平成 24 年度実行計画における普通建設事業費の積上げ等により推計。平成 27 年度以降については、特殊要因を加味し、前年及び過去の実績等に基づき推計。

○繰出金

平成 24 年度当初予算額を基本とし、各特別会計ごとの財政計画又は経営計画等に基づき一般会計繰出金を推計。

○物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資・出資・貸付金

物件費については、平成 24 年度当初予算額を基本とし、前年及び過去の実績等に基づき推計。

補助費等については、平成 24 年度当初予算額を基本とし、雫石・滝沢環境組合移行影響分（公債費⇒補助費等）等を勘案し前年及び過去の実績等に基づき推計。

その他については、平成 24 年度当初予算額と同額として推計。

(4) 中期財政計画の策定

(単位:百万円、%)

区分		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率
自主財源	村税	4,405	▲ 2.7	4,436	0.7	4,437	0.0	4,365	▲ 1.6	4,351	▲ 0.3
	使用料・手数料	111	7.8	111	0.0	111	0.0	111	0.0	111	0.0
	その他収入	1,233	▲ 38.8	1,150	▲ 6.7	1,210	5.2	1,240	2.5	1,172	▲ 5.4
	小計	5,748	▲ 13.5	5,696	▲ 0.9	5,757	1.1	5,715	▲ 0.7	5,635	▲ 1.4
依存財源	地方交付税	3,665	0.2	3,735	1.9	4,474	19.8	4,461	▲ 0.3	4,410	▲ 1.1
	国庫支出金	1,985	1.3	2,445	23.1	2,727	11.5	3,090	13.3	2,488	▲ 19.5
	県支出金	1,143	▲ 13.7	845	▲ 26.1	805	▲ 4.7	857	6.4	834	▲ 2.7
	譲与税・交付金	749	▲ 6.3	749	0.0	749	0.0	749	0.0	749	0.0
	村債	1,440	▲ 27.3	1,915	33.0	1,330	▲ 30.6	1,861	40.0	1,255	▲ 32.6
	小計	8,982	▲ 7.6	9,689	7.9	10,085	4.1	11,018	9.3	9,736	▲ 11.6
歳入合計		14,730	▲ 10.0	15,385	4.4	15,841	3.0	16,733	5.6	15,371	▲ 8.1

経費区分	性質別区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率
経常的経費	義経人件費	2,253	▲ 5.3	2,285	1.4	2,275	▲ 0.4	2,238	▲ 1.6	2,194	▲ 2.0
	務扶助費	3,183	▲ 0.5	3,167	▲ 0.5	3,181	0.4	3,202	0.7	3,223	0.7
	的費公債費	1,273	1.6	1,320	3.7	1,395	5.7	1,474	5.7	1,536	4.2
	物件費	2,016	▲ 6.6	2,006	▲ 0.5	2,006	0.0	2,006	0.0	2,006	0.0
	維持補修費	249	▲ 29.2	249	0.0	249	0.0	249	0.0	249	0.0
	補助費等	2,809	2.8	2,640	▲ 6.0	2,657	0.7	2,640	▲ 0.7	2,431	▲ 7.9
小計		11,783	▲ 2.4	11,666	▲ 1.0	11,763	0.8	11,809	0.4	11,639	▲ 1.4
その他経費	積立金	5	▲ 98.6	0	▲ 89.4	0	▲ 13.0	0	▲ 20.2	0	▲ 28.7
	投資・出資・貸付金	166	▲ 0.4	166	0.0	166	0.0	166	0.0	166	0.0
	繰出金	1,188	2.4	1,200	1.0	1,210	0.8	1,222	1.0	1,235	1.1
	小計	1,359	▲ 18.1	1,366	0.6	1,376	0.7	1,388	0.9	1,401	1.0
投資的経費	普通建設事業費	1,581	▲ 36.4	2,345	48.4	2,695	14.9	3,528	30.9	2,323	▲ 34.2
	災害復旧事業費	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0
	小計	1,588	▲ 39.6	2,353	48.1	2,702	14.9	3,536	30.8	2,330	▲ 34.1
歳出合計		14,730	▲ 10.0	15,385	4.4	15,841	3.0	16,733	5.6	15,371	▲ 8.1
収支(歳入－歳出)		0		0		0		0		0	

基金積立額	1	0	0	0	0
基金取崩額	▲ 253	▲ 170	▲ 230	▲ 260	▲ 193
基金残高	1,343	1,174	944	684	492
村債残高(A)+(B)	14,425	15,269	15,498	16,206	16,288
(A)臨時財政対策債残高(※)	6,661	7,081	6,728	6,328	5,891
(B)その他村債残高(※を除く)	7,764	8,188	8,771	9,877	10,398
経常収支比率	87.4	86.5	87.2	88.4	87.6
実質公債費比率	9.8%	9.3%	9.4%	9.2%	9.5%
将来負担比率	74.3%	69.9%	63.9%	60.8%	56.4%

※表示単位未満で調整を行っているため、小計、合計及び伸率が一致しない場合があります。

3 中期財政計画のこれから

村行政は、「生活者の視点」を基本に住民との「対話」を重視し、様々な地域課題を真摯に受け止め、現在の本村を取り巻く環境などを客観的に分析しながら、毎年度、総合計画・後期基本計画に基づく実行計画事業を策定し、住民サービスの向上と持続可能な財政運営を実現させていくこととなります。

本計画は、今後の後期基本計画に基づく実行計画事業の見直しや改善等をはじめ、毎年度の予算編成等を行う過程において、滝沢村が今後も持続可能で安定的な財政運営を行っていくための指針となるものです。

総合計画の実現をはじめ、この財政計画も行政のみで行えるものではありません。「地域は、地域のみんなでつくる」を第5次滝沢村総合計画の基本構想としています。自治会をはじめとする多くの団体、そして住民の皆様の理解と協力によって、はじめて達成できるものです。

「滝沢村の未来を切り開き、住民一人ひとりが
希望の持てるまちづくりへ」

地域みんなの、あなたの力が滝沢村を変えていく力になります。

